

吉川松伏消防組合建設工事等入札参加者心得

吉川松伏消防組合

改定履歴

平成16年10月1日 初版

目 次

趣旨	3
第1 指名の取消	3
第2 入札保証金	4
第3 入札	4
第4 入札の辞退	5
第5 公正な入札の確保	5
第6 入札書の書換等の禁止	5
第7 入札の変更	5
第8 開札を行う日時及び場所	5
第9 入札の無効	6
第10 落札者の決定	6
第11 課税事業者の届出	6
第12 くじによる落札者の決定	6
第13 再度入札について	6
第14 不調時の取扱い	7
第15 契約の締結	7
第16 契約保証金	7
第17 組合議会の議決を要する契約	7
第18 異議の申し立て	7
第19 その他	7
第20 補則	7

趣 旨

吉川松伏消防組合が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負及び工事材料の買入れ及び調査、設計、測量その他の業務委託に係る競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、この心得の定めるところとする。

また、上記に定める以外の業種に係る競争入札に参加する者に対しても、この心得を準用するものとする。

第1 指名の取消し（指名競争入札）

- 1 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次のいずれかに該当することとなった場合は、その指名を取り消すので、直ちにその旨を申し出なければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
 - (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
 - (3) 営業停止命令を受けたとき。
 - (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
 - (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- 2 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合はその指名を取り消す。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗悪にし、又は物件の品質若しくは数量に関して、不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の遂行を妨げた者
 - (5) 正当な理由なくして、契約を履行しなかった者
 - (6) (1)から(5)のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、当該入札が執行されるまでの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。
 - (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
 - (2) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定による勧告又は課徴金納付命令を受けたとき。
 - (3) 工事事故を起こしたとき

- 4 吉川市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱別表第1又は別表第2のいずれかに該当し、指名停止を受けた場合は、その指名を取り消す。

第2 入札保証金（吉川市契約規則第6条及び第9条関係）

入札保証金は、見積った契約希望金額の100分の5以上とし、吉川市契約規則（以下「規則」という。）第6条第3項各号に規定する担保で代用することができる。ただし、規則第9条第1項各号に規定する場合は、免除する。

第3 入札（吉川市契約規則第13条及び第14条関係）

- 1 入札参加者は、吉川市契約規則、吉川市建設工事等契約事務手続要領及び吉川松伏消防組合建設工事等入札参加者心得に従い、吉川市建設工事請負契約約款等、図面、設計書、仕様書、公告及び指名通知の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札に参加しなければならない。この場合において疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札は、公告及び指名通知等で指示した日時及び場所において、本人又は本人より委任を受けた代理人が1名のみ出席して行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認められない。
- 3 入札書（様式第7号及び第8号）は、1件ごとに1通を作成して封書にし、封書の表に件名、履行場所、宛先（吉川松伏消防組合管理者様）及び入札者の氏名を表記し、裏には使用印鑑で割印（3か所）をして管理者の指定する日時及び場所に提出（入札箱に投函）しなければならない。
- 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- 5 入札書は、インク又は墨で記入したうえ記名押印するものとし、その記載事項について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。
- 6 代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式第9号）を提出させなければならない。
- 7 代理人が入札に参加する場合に提出する委任状は、代理権の範囲（入札及び見積とすること。）代理人の氏名及び代理人が使用する印鑑を明示し、本人（委任者）が記名押印したものでなければならない。
なお、この場合における入札書の入札者名及び押印は、代理人による記名押印（何某代理人何某）が必要となるので、代理人は入札時には委任状に押印した印鑑を必ず持参しなければならない。
- 8 落札決定までは、原則として室の出入りを禁止する。
- 9 郵便等による入札は、認めない。

第4 入札の辞退

- 1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第10号）を消防本部総務課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る）して行う。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 4 予定価格の事前公表を行う場合にあって、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。予定価格を超える金額で入札書を提出した者は、失格とした上で、不誠実な行為として指名停止の措置を行うことがある。

第5 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 談合等情報があった場合は、談合等の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- 4 談合等情報どおりの開札となった場合は、談合等の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札（指名競争入札にあっては、指名替えのうえ改めて入札）を行うものとする。

第6 入札書の書換等の禁止（自治法施行令第167条の8第2項関係）

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

第7 入札の変更（吉川市契約規則第15条関係）

- 1 天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、停止し、又は中止することがある。
- 2 入札参加者による連合、妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 3 消防組合は、前2項の規定により入札参加者が損害を受けることがあっても、その責めを負わない。

第8 開札を行う日時及び場所（自治法施行令第167条の8第1項及び第3項関係）

開札は、入札の終了後直ちに入札の場所において、入札者の立会いのうえ行います。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札を行うことがある。

第9 入札の無効（吉川市契約規則第16条関係）

- 1 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札者の押印のない入札書による入札
 - (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
 - (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反し、又は不正な行為があった入札をしたとき。

第10 落札者の決定（自治法第234条第3項、自治法施行令第167条の10及び吉川市契約規則第19条関係）

- 1 落札者は、予定価格の100/105の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格以上のうちの最低の価格の者）の価格の入札をした者とする（自治法施行令第167条の10第1項の場合を除く）。
- 2 落札者の決定がなされたときは、その旨を当該落札者に口頭又は書面をもって通知する。

第11 課税事業者の届出

落札者は、落札決定後直ちに消費税法に基づく次の届出を所定の様式（様式第11号又は第12号）により行わなければならない。

- (1) 単体の場合 課税業者又は免税業者である旨
- (2) 共同企業体の場合 各構成員について、課税業者又は免税業者である旨

第12 くじによる落札者の決定（自治法施行令第167条の9関係）

- 1 落札者となるべき同価の入札者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札をした入札参加者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- 2 当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

第13 再度入札について

- 1 初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行うことがある。
- 2 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度入札に参加できない。
- 3 再度入札に付した場合、前回の最低入札価格と同価格以上で入札したときは、次回、再度入札に参加できない。
- 4 無効の入札をした者は、以後の再度入札に参加できない。
- 5 再度入札は2回を限度とする。

6 予定価格の事前公表を行う場合にあっては、再度入札を行わない。

第14 不調時の取扱い

- 1 再度入札によってもなお落札者がいないときは、最低価格で入札した者と次に低い価格で入札した者との随意交渉を行うことがある。ただし、再度入札において無効の入札を行った者との随意交渉は行わない。
- 2 随意交渉は、再度入札の開札結果の発表に引き続き当該入札場所において、随意交渉対象者以外の者の退室後直ちに、随意交渉対象者から見積書（様式第22号）を提出させ、見積額が入札書比較価格の制限の範囲内で最低（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格以上のうちの最低の価格の者）の価格の見積りをした者を契約の相手とし、その旨を通知する。

第15 契約の締結

落札者は、落札の日から7日以内に契約の締結を行わなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

第16 契約保証金（吉川市契約規則第33条及び34条関係）

契約保証金は、契約金額の100分の10とし、規則第33条第3項及び第4項に規定する担保で代用することができる。ただし規則第34条各号に規定する場合は、免除することができる。

第17 組合議会の議決を要する契約（契約規則第36条関係）

建設工事の請負契約にあって、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、組合議会の議決後に本契約を締結する。この場合においては、組合議会の議決を得た後に本契約を締結することを明記した建設工事請負仮契約書を取り交わすものとする。

第18 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この心得、契約書（案）設計図書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

第19 その他

- 1 入札書の提出の際に、入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求める場合がある。この場合は、内訳書の内容審査終了後に開札を直ちに行う。

第20 補則

この入札心得は、指名競争入札に関する基本的事項を主に示したものであり、各入札案件ごとに入札執行機関又は発注課からの公告、指名通知、見積徴取依頼等に指示が有る場合は、これらの記載事項を優先する。